

熊本県民総合運動公園指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効率的・効果的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本県民総合運動公園」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

令和8年度からも引き続き同制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条並びに熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第3条の規定に基づき、熊本県民総合運動公園の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称 熊本県民総合運動公園（以下「運動公園」という。）

(2) 所在地 熊本市東区石原二丁目9番1号

(3) 施設の設置目的、役割等

主に屋外スポーツを通じて県民の体育の向上と健康の増進を図り、県民のあらゆる年齢層が日常的に利用できる生涯スポーツの拠点としての役割を有する施設です。

(4) 施設の沿革

昭和53年5月 開園

平成9年9月 屋内運動広場（パークドーム熊本）の供用開始

平成10年8月 陸上競技場の供用開始

(5) 施設内容、規模等

ア 敷地面積 99.6ヘクタール

イ 主な施設の内容（熊本県都市公園条例（以下「条例」という。））第5条第1項に規定する有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）について記載。）

施設名	建物面積、構造、施設内容等
野球場	A 軟式野球場：面積 11,589 m ² 、中堅 120m、両翼 90m B 軟式野球場：面積 11,589 m ² 、中堅 120m、両翼 90m、照明設備有り
ソフトボール場	A,B 2面、面積 8,926 m ² 、照明設備有り

テニスコート	Aコート：全天候4面、面積2,817 m ² Bコート：全天候10面、面積7,456 m ² Cコート：全天候7面、面積5,172 m ² Dコート：全天候8面、面積5,831 m ² センターコート：1面、面積1,127 m ² 壁打ち：1面、面積478 m ² *人工芝、照明設備有り
サッカー場	全面芝生、110m×70m
ラグビー場	全面芝生、130m×70m
多目的広場	A：面積9,958 m ² 、中央部102m×91m B：面積4,662 m ² 、中央部92m×58m C：面積9,958 m ² 、中央部102m×91m
弓道場	和弓射場8人立、洋弓射場5人立
相撲場	土俵1、面積2,291 m ²
体育館	延床面積1,080 m ² 主な利用形態 [バスケットボールコート：1面 バレーボールコート：2面 バドミントンコート：6面]
運動広場	面積17,553 m ² 、人工芝、スタンド等2,750 m ² 、照明設備有り
補助競技場	グラウンド(トラック400m×6 クレーン全天候ウレタン舗装、フィールド105m×70m 全面芝生) 観客8,000人収容、第3種公認
投てき場	面積9,000 m ² 、中央部130m×70m
屋内運動広場 (パークドーム熊本)	延床面積26,938 m ² 、グラウンド(120m×106m、砂入り人工芝) 観客席数約2,000席、大型映像装置300インチ、昇降式リング、室内温水プール(25m×5コース、幼児プール)、多目的室、会議室、ミーティングルーム、体育情報ピット、ジョギングコース一周440m、アスレチックゾーン
陸上競技場	延床面積34,697 m ² 、グラウンド(トラック400m×9レーン全天候ウレタン舗装、フィールド107m×70m 全面芝生) 観客席数約30,200席、身障者席150席、大型映像装置、サブ映像装置、屋内走路100m×4レーン、インドアフィールド、トレーニングジム、会議室、照明設備有り、第1種公認

(6) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者：熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ

(7) 主な施設の利用実績

別添実績一覧のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集にあたっての基本的な考え方

運動公園の管理運営に当たっては、身近で気軽に利用できる施設であるとともに、本県の中核体育・スポーツ施設として大会・イベントが開催・誘致できることや県民の健康づくりからトップアスリート育成まで各種トレーニングプログラム等の提供や指導ができること、さらに、青少年の健全育成、高齢者・障がい者等の健康福祉、スポーツツーリズムや国際交流、地域振興等、あらゆる角度から施設活用を行うことが必要と考えています。そのため、その視点に立った管理運営を基本とするとともに、次の事項についても留意するものとします。

- (1) 地方自治法、条例、熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則（以下、「規則」という。）その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 体育・スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (3) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) 利用者の意見や要望を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。
- (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休園日及び開園時間

休園日	開園時間			
(1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日の場合は、翌日)	屋内運動広場	グラウンド	午前9時から午後9時30分まで	
		室内温水プール	7月から9月まで	午前10時から午後9時まで
			10月から翌年6月まで	正午から午後8時まで
(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（(1)に該当する場合を除く。）	陸上競技場	専用使用	午前9時から午後9時30分まで	

	一般使用	午前9時から午後7時まで	
その他	照明設備を有する有料公園施設	4月から10月まで	午前6時30分から午後9時30分まで
		11月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
	その他照明設備のない有料公園施設	4月から10月まで	午前6時30分から午後7時まで
		11月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
体育館		午前9時から午後9時30分まで	

指定管理者は熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承諾を得て休園日及び開園時間を変更することができます。

（２）法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令を遵守してください。

ア 条例、規則

イ 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

ウ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理）、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

オ その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、熊本県個人情報保護条例第13条第2項の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
 - ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に対応する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
 - ・ 指定管理業務の実施に当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。
 - ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
- また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

（３）施設の設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。

（４）利用料金の減免及び還付

条例第18条第3項の規定に基づき、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができます。

(5) リスク分担

県と指定管理者との管理業務に係るリスク分担については、下表を基準に熊本県民総合運動公園の管理運営に関する協定書において決定します。

なお、表中にないリスクが生じた場合については、県と協議のうえリスク分担を決定することとします。

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟及び要望への対応		
	上記以外		
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		
	指定管理者制度に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	管理業務に影響を及ぼす税制変更		
	一般的な税制変更		
政治又は行政的理由による事業変更	政治的又は行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合又は管理業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう。)に伴う、施設又は設備の修復、による経費の増加		
	感染症等の不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の増加又は経費節減後の管理業務に係る経費をまかなうことができない程の収入の減少による負担の増加		
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の増加		
書類の誤り	仕様書等甲が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等乙が提出した内容の誤りによるもの		
資金調達	経費の支払遅延(県 指定管理者)によって生じた事由		

	経費の支払遅延（指定管理者・業者）によって生じた事由		
施設・設備の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	経年劣化によるもの（小規模なもの）		
	〃（上記以外）		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（小規模なもの）		
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（上記以外）		
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	上記以外の理由により損害を与えた場合		
セキュリティ	警備不備による情報漏えい又は犯罪発生		
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定期間の中途において管理業務を廃止した場合における乙の撤収費用		

（注） は別途、県との協議が必要。

（6）会計処理

運動公園の管理運営に係る会計処理については、指定管理者の財務規程により処理することとします。ただし、運動公園の適正な管理運営や公共施設としての公平性の確保上、指定管理者の財務規程が適性を欠くと認められる場合、県は、指定管理者に対して、運動公園の管理に係る会計処理に関して、財務規程の一部を変更するよう指示をすることができるものとします。

また、指定管理者の財務規程がない場合は、熊本県会計規則の趣旨に基づく処理を行うものとします。

なお、指定管理者が新たに財務規程を設ける場合は、事前に教育委員会と協議を行うこととします。

また、運動公園の管理運営に係る会計については、運動公園の管理運営以外で指定管理者が行う事業に係る会計と明確に区別し、専用の口座（複数でも可）を設けて経理を行う等、厳正な資金管理を行ってください。

（7）都市公園における行為、占用、管理及び設置の許可

地方自治法第238条の4第7項、都市公園法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は条例第2条第1項若しくは第3項の規定による許可及び使用料の徴収は、指定管理者の業務の範囲外のため、申請等があった場合には、管理運営上の問題点等を検討のうえ、速やかに当該許可に係る申請書を教育委員会へ取り次いでください。

(8) 施設における自主事業の実施

指定管理者が施設の一部を利用し自主事業（スポーツ教室、各種イベント等のスポーツ目的以外の物品販売、その他、指定管理者自らが収益を目的として行う事業）を行う場合には、条例等に基づく許可申請を教育委員会に行い、許可を受け、許可面積に応じた使用料を教育委員会に支払う必要があります。

(9) 屋内運動広場（パークドーム熊本）に係る台風時の対応については、「パークドーム熊本」防災待機要綱の規定に基づき適切に行ってください。

4 指定管理者の業務等

(1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務

(2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務

(3) 都市公園の維持及び修繕に関する業務

(4) 指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(1) から (4) に掲げる管理業務の細目は、別紙「熊本県民総合運動公園管理運営に関する業務仕様書」に定めています。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないとき及び建替え等が決定され、利用停止となったときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

運動公園の管理に要する経費は、県から支払う委託料、利用料金収入、指定管理者が設置する自動販売機からの収入、広告収入等によって賄うこととします。このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 2,624,185千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和8年度：524,837千円）

（令和9年度：524,837千円）

(令和10年度：524,837千円)

(令和11年度：524,837千円)

(令和12年度：524,837千円)

基準価格を超える提案があった場合は、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

利用料金収入が当該施設の全収入の5割を超える場合には、事業所税が課税されます。詳しくは熊本市主税課へ確認ください。

7 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について注意すること。
代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

申請書の記名押印等については、すべての構成員が行うこと。

8 提出書類の(3)～(8)及び(9)のア～ウについては、構成員それぞれについて提出すること。

一 申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体は、7 参加資格(1)～(7)のすべての要件を満たすことが必要で、その他の構成員は(2)を除くすべての要件を満たすことが必要です。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成 1 6 年熊本県教育委員会規則第 6 号）別記様式）
- (2) 事業計画書（別紙様式）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は主たる事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- (9) その他教育委員会が必要と認める書類
 - ア 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - イ 参加資格に関する申立書
 - ウ 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 - エ グループで申請する場合は、グループ構成員表（別紙様式）及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し

提出書類は正本 1 部、副本 1 1 部を、(1) ~ (9) の順に A 4 版のフラットファイルに綴り作成してください。副本は写しで結構です。また、電子媒体(C D 等) も併せて提出してください。

事業計画書は 5 0 ページ以内とし、5 ページ以内の概要版を添付してください。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間
令和 7 年 8 月 2 9 日（金）から令和 7 年 9 月 1 2 日（金）まで
- (2) 受付方法
質問連絡票（別紙様式）に記入の上、電子メール又はファックスで提出してください。

電話・口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

随時ホームページに掲載する等の方法により回答します。

10 現地見学会の実施

現地見学会を、次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加される方の氏名を説明会参加申込書（別紙様式）に記入の上、令和7年9月4日（木）までに電子メール又はファックスで提出してください。

(1) 開催日時 令和7年9月8日（月）午前10時～

(2) 開催場所 運動公園陸上競技場1階105会議室

施設・設備の見学を主としています。募集要項についての質問は、質問連絡票にて行ってください。

11 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課(県庁行政棟新館8階)

〒862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話096-333-2709

FAX096-382-5962

(2) 提出期間 令和7年8月29日（金）から令和7年9月29日（月）までの日（県の休日除く。）の午前9時から午後5時までとします。

郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

電子メール、ファックスでの提出は認めません。

12 選定方法

(1) 指定管理候補者選考委員会の意見を踏まえて、最終的に県が指定管理候補者を選定します。

なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

選定項目	審査項目	配点(100点満点)
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであるか。 選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	適・否
	住民の施設の平等な利用の確保	

1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果		35
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
		施設の維持管理・安全管理の内容、適格性及び実現の可能性		
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。	施設の管理運営に係る経費の内容	15	20
		収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	5	
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。	安定的な運営が可能となる人的能力		35
		安定的な運営が可能となる経理的基盤		
		類似施設の運営実績		
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。	利用者の苦情や要望等に対する取組内容	5	10
		施設、設備の保全及び補修、修繕に対する実施内容	5	

1.3 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

1.4 無効または失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

1.5 選考委員会

令和7年10月上旬から10月中旬に実施する予定です。

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。日時、場所については後日連絡します。

16 選考結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選考結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で各申請者の得点状況、指定管理候補者の選考理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

17 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、令和7年12月熊本県議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は令和3年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

18 ネーミングライツについて

現在、陸上競技場においてネーミングライツを導入しています。(名称：えがお健康スタジアム)

期間は令和11年1月31日までです。指定期間中は当該名称を使用してください(以降、更新の場合あり)。

なお、屋内運動場(パークドーム熊本)のネーミングライツを募集中です(新名称使用期間3年間を希望)。

スポンサー企業が決定した場合、新名称を使用開始しますので、指定期間中は当該名称を使用してください。

19 その他

- (1) 提出された書類は、お返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。)
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (4) 指定管理者は、この募集要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容、処理等について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議し決定することとします。

20 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前に、指定管理候補者が7参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が7参加資格に掲げる要件を欠くこ

ととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なう等指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

- (3) 県は、当該施設を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年6月18日法律第112号)第148条に定める避難施設として指定しています。武力攻撃や大規模テロが生じた際に当該施設を避難施設として使用することがあります。

なお、指定管理者の指定に当たっては、協定書締結の際、施設管理者として避難施設の指定についての同意書を提出することが必要です。

- (4) 指定管理者が現在の指定管理者と異なる場合は、令和7年度中に引継ぎを行い、令和8年4月1日から円滑な業務を行うことができるようにしてください。

なお、引継ぎ期間に係る委託料の措置は行いません。

- (5) 指定管理期間中に、施設の改修及び改築等を行う可能性があります。改修等に伴い施設の使用ができない場合もありますので、その際には別途協議します。

2.1 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請様式集

指定管理者指定申請書、熊本県民総合運動公園事業計画書、質問連絡票 等

- (2) 熊本県民総合運動公園管理運営に関する業務仕様書

- (3) 熊本県民総合運動公園の管理運営に関する協定書(案)

[問い合わせ先]

熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課 管理・調整班

担当者：山崎、平本

電話：096-333-2709

FAX：096-382-5962

E-mail：taikuhoken@pref.kumamoto.lg.jp

【主な施設の利用実績一覧（熊本県民総合運動公園）】

人：円

施設名		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
陸上競技場	人数		69,280	87,338	110,542	109,700
	利用料		15,477,950	24,196,040	39,161,290	33,845,120
陸上附属設備 (照明・装置・会議室ほか)	人数		10,873	15,229	19,274	18,954
	利用料		10,143,020	13,573,470	17,365,630	15,073,310
補助競技場	人数		45,397	38,823	59,536	44,346
	利用料		1,034,800	856,600	1,332,000	1,357,800
投てき場	人数		16,191	19,791	11,516	11,072
	利用料		55,040	103,560	164,000	143,880
野球場	人数		11,812	26,560	33,237	19,592
	利用料		461,830	1,222,180	1,509,890	1,328,600
ソフトボール場	人数		13,601	22,552	16,165	16,476
	利用料		551,820	915,780	874,560	911,460
テニスコート (人工芝コート)	人数		80,402	120,376	129,578	133,247
	利用料		13,860,910	19,761,050	19,912,950	19,353,590
テニスコート (センターコート)	人数		3,796	10,567	10,971	14,624
	利用料		529,660	774,950	785,100	888,050
サッカー場、ラグビー場	人数		18,634	19,017	21,836	20,378
	利用料		757,620	725,160	806,100	723,480
多目的広場A	人数		10,112	12,020	4,799	6,314
	利用料		207,380	242,360	69,140	135,600
多目的広場B、C	人数		3,353	4,722	4,469	3,331
	利用料		107,940	147,600	197,100	150,060
弓道場	人数		3,020	4,495	4,727	4,088
	利用料		483,840	725,610	882,110	854,490
相撲場	人数		37	308	346	221
	利用料		0	4,760	6,240	2,860
運動広場	人数		68,626	80,711	81,199	84,310
	利用料		3,430,870	4,430,620	4,351,700	4,495,110
体育館	人数		24,576	32,259	34,336	33,721
	利用料		2,941,610	3,929,370	4,274,950	4,080,610
公園附属設備 (照明・会議室他)	人数		5,955	5,404	3,790	4,065
	利用料		9,233,970	13,276,240	13,694,870	14,419,220
自転車	人数		14,058	20,511	20,265	20,220
	利用料		1,884,740	2,761,060	2,702,520	2,732,100
屋内運動広場	人数		70,685	97,768	111,578	114,570
	利用料		22,165,960	30,542,290	30,796,820	31,992,770
パークドーム附属設備 (照明・会議室他)	人数		17,732	24,427	26,474	26,495
	利用料		3,994,950	7,388,470	8,752,170	9,040,470
室内温水プール	人数		7,874	40,362	50,467	54,996
	利用料		1,530,950	10,403,320	13,812,140	14,761,420
合計	人数		496,014	683,240	755,105	740,720
	利用料		88,854,860	135,980,490	161,451,280	156,290,000

【光熱水費実績】

円

光熱水費実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		65,541,970	90,224,351	90,689,180